

橋 梁 点 検 業 務

特 記 仕 様 書

福 島 県

## 第1条 適用

本特記仕様書は、橋梁点検業務に適用する。

本特記仕様書に明示なき一般事項は「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」に基づく。

## 第2条 履行期間

本業務の履行期間は契約の翌日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

## 第3条 履行場所

本業務の履行場所は福島県〇〇建設事務所管内とする。

## 第4条 使用図書

本業務で使用する図書は、共通仕様書のほか、「福島県橋梁調査点検マニュアル（案）」（平成30年1月福島県土木部）とする。

## 第5条 目的

本業務における点検は、安全で円滑な交通の確保及び沿道や第三者への被害防止を図るため、維持管理上必要な情報を得ることを目的とし、また、橋梁の損傷程度の評価及び健全度ランクの判定を行い、予防的な修繕計画の基礎資料とする。

## 第6条 対象橋梁

点検の対象とする橋梁は別途に示すものとする。

## 第7条 準備作業

点検を実施するに当たり、業務計画書を作成し、必要となる資料の整理等に要する準備作業を対象とする。

## 第8条 現地踏査

点検業務に先立って、現地の交通状況、点検に伴う交通規制方法、点検方法等について検討するための現地踏査を対象とする。

## 第9条 調査点検

橋梁点検の項目及び方法は「福島県橋梁調査点検マニュアル（案）」に示すとおりとし、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁にかかわる維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的に実施し、損傷状況の把握、点検結果の記録を行うもの。

点検は近接目視を基本とし、所定の点検調書を用い、該当する損傷状況に○印を付ける方法にて行う。

## 第10条 点検結果とりまとめ

橋梁点検の結果をとりまとめ、損傷図及び損傷写真等を含めた点検調書一式を完成させ、報告書を作成する作業を対象とする。なお、貸与された橋梁台帳について、橋梁点検の結果より、記載情報に現地との差異が認められた場合には、その報告を行う。

## 第11条 成果品の提出

本業務の成果品は、原則としてオンライン電子納品により提出するものとする。オンライン電子納品により提出した場合は、電子媒体（CD-R 等）の提出は不要とする。電子的に納品された成果品は、原則として電子検査の対象とする。ただし、検査方法については、監督員との協議により決定するものとする。

成果品は、以下のものを提出するものとする。

1. 総括
2. 点検結果集計表
3. 点検調書
4. その他監督員が指示するもの

## 第12条 貸与資料

本業務の貸与資料は以下のものとする。

1. 橋梁台帳
2. その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

## 第13条 打合せ

業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出する。

なお、打合せ回数は3回を予定するものとし、業務着手時及び完了時には管理技術者が出席する。

## 第14条 緊急対応の判断

点検する橋梁に第三者等へ被害の恐れが懸念される状態、構造上安全性が著しく損なわれている状態等が確認された際は、速やかに監督員に報告し、対応を協議する。

## 第15条 安全管理

交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

緊急連絡体制を事前に構築し、その体制に基づいて事故発生時等は迅速に必要な対応を行うものとする。

#### 第16条 他機関との協議

点検を行う際に、河川管理者、鉄道会社、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要となった場合は、監督員に報告し対応を協議のうえ、適切な対応を行うものとする。

#### 第17条 管理技術者

本業務の管理技術者は、「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」第1107条に基づくものとする。

#### 第18条 新技術活用の検討

受注者は、点検の実施にあたり、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新手法を積極的に活用するため、「従来技術」との比較検討を行うものとし、監督員と協議のうえ、採用する手法等を決定した後に点検を行うものとする。「NETIS掲載期間終了技術」は新技術の対象外とし、「従来技術」とは技術の優位性等により一般に活用されている技術を示す。

なお、本検討に係る費用は諸経費に含まれるものとする。